

都道府県公害審査会の動き

(令和2年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
北海道 令和2年(調)第1号事件	石油物流基地からの騒音等被害防止請求事件	R2.10.19
東京都 令和2年(調)第3号事件	物流倉庫からの騒音防止請求事件	R2.10.1
神奈川県 令和2年(調)第2号事件	コンビニエンスストア駐車場における アイドリングストップの条例義務履行等請求事件	R2.10.6
愛知県 令和2年(調)第2号事件	飲食店からの騒音被害防止請求事件	R2.12.15
大阪府 令和2年(調)第8号事件	集合住宅騒音被害防止請求事件	R2.11.24
福岡県 令和2年(調)第3号事件	テニスコートからの騒音被害防止請求事件	R2.10.12

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
茨城県 令和1年(調) 第1号事件 [コンクリート製 品製造工場からの 騒音等被害防止及 び損害賠償請求事 件]	茨城県 住民1人	コンク リート製品 製造会社	令和元年11月15日受付 (1)被申請人は、申請人に対し金 500万円を支払うこと、(2)被申請 人は、工場の機械を撤去または移 転すること。	令和2年11月26日 調停打ち切り 調停委員会は、4 回の調停期日の開 催等手続を進めた が、合意が成立す る見込みがないと 判断し、調停を打 ち切り、本件は終 結した。
東京都 令和元年(調) 第2号事件 [給湯・暖房機器 移設請求事件]	東京都 住民1人	東京都 住民1人	令和元年11月18日受付 被申請人は、居住する土地に設置 するガス・電気ハイブリッド給 湯・暖房システム機器を、申請人 周囲の居宅に騒音や振動を与えな い位置に移設すること。	令和2年10月22日 調停打ち切り 調停委員会は、4 回の調停期日の開 催等手続を進めた が、合意が成立す る見込みがないと 判断し、調停を打 ち切り、本件は終 結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 令和元年(調) 第4号事件 [地下水汚染対策 措置継続請求事 件]	大阪府 住民3人	市(代表 者市長) 非鉄金属 製品等製 造会社	令和元年9月2日受付 (1)被申請人市は申請人所有建物に 設置された湧水圧送設備の稼働を 継続し、被申請人企業の浄化施設 への圧送を継続すること。(2)被申 請人企業は圧送された湧水を被申 請人企業の費用負担のもと、処理 するとともに、湧水圧送設備の維 持管理を継続すること。(3)被申請 人市は、申請人所有の建物に発生 する湧水の浄化が完了したことを 当事者双方が確認したときは、被 申請人市の費用負担で湧水圧送設 備を撤去すること。	令和2年12月28日 調停成立 調停委員会は、8回 の調停期日の開催等 手続を進めた結果、 調停委員会の提示し た調停案を当事者双 方が受諾し、本件は 終結した。
大阪府 令和2年(調) 第1号事件 [ゴム製品製造工 場からの振動被害 防止請求事件]	大阪府 住民1人	ゴム製品 製造会社	令和2年1月29日受付 申請人宅裏の機械を夜間9時から 朝6時まで停止することを求め る。	令和2年10月9日 調停打ち切り 調停委員会は、2回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打ち切り、本件 は終結した。
兵庫県 平成30年(調) 第3号事件 [神戸市須磨区西 須磨地域都市計画 道路須磨多聞線自 動車公害防止対策 等請求事件]	兵庫県 住民 4,809人	市(代表 者市長)	平成30年12月25日受付 (1)本件道路の必要性・環境影響評 価・中央幹線形状変更に関する説 明及び協議、(2)代替案の検討・協 議、(3)被申請人と住民との間の (過去の)合意の尊重、(4)本件道 路建設工事に着手しないこと。	令和2年11月5日 調停打ち切り 調停委員会は、3回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打ち切り、本件 は終結した。
奈良県 平成30年(調) 第1号事件 [プラスチック製 品製造加工会社か らの騒音・振動被 害防止請求事件]	奈良県 住民2人	プラスチ ック製品 製造加工 会社	平成30年7月4日受付 申請人らは、被申請人に対し、工 場の集塵機の稼働の停止を求め る。	令和2年10月13日 調停成立 調停委員会は、9回 の調停期日の開催等 手続を進めた結果、 調停委員会の提示し た調停案を当事者双 方が受諾し、本件は 終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
広島県 平成31年(調) 第1号事件 [飲食店からの悪臭被害防止請求事件]	広島県 住民4人	広島県 住民1人	平成31年3月26日受付 申請人が窓を開けても屋内に異臭・油が入らないようにすること。	令和2年11月10日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
福岡県 令和2年(調) 第1号事件 [浄水場宅地造成工事に係る振動損害賠償請求事件]	福岡県 住民1人	建設会社 不動産会社	令和2年2月5日受付 被申請人は、共同して被害箇所の修理代、合計994,338円を支払うこと。	令和2年11月30日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
宮崎県 令和元年(調) 第1号事件 [駐車場からの騒音等被害防止請求事件]	宮崎県 住民1人	水道管工事会社	令和元年12月23日受付 被申請人会社は、被害発生地域において、(1)側溝を修理し、音が出ないようにすること、(2)周辺を走行する車両の速度を減速させ、車両による騒音を低減すること、(3)無断駐車、停車、Uターン、アイドリング等を規制すること、(4)被害発生地域と市道の境界に、高さ1.5mのブロック壁を設置すること、(5)駐車車両による太陽の反射光、夕方、社員等による申請人宅に向けた車のライト、夜間タクシーによるライト及びUターンを行なう車両のライトを低減すること、(6)車両による排ガス、粉じん等により、身体への影響が懸念されるため、被害発生地域に出入りする車両の台数を減らすこと、(7)防音壁を設置し、資材置場等からの騒音を低減すること、(8)敷地内での出入り口を制限すること、(9)上記措置をとらない場合は、現在地から移転すること。	令和2年10月5日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和2年10月1日から令和2年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。